昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和二年四月十五日発行　SSKP　通巻第7405号

SSKP 脊損ニュース 4月号

〒152－0034
東京都目黒区
緑が丘２－15－14
村上ビル102
(公社)全国脊髄損傷者連合会
電話(03)6421-4588

(公社)全国脊髄損傷者連合会
ホームページアドレス ＝https://www.zensekiren.jp/

▲ホテル森の風鶯宿(おうしゅく)

〒020－0574
岩手県岩手郡雫石町鶯宿10－64－１

ＴＥＬ　０１９－６９５－３３３３
ＦＡＸ　０１９－６９５－３３３０

https://www.morinokaze.com/

バリアフリールーム(ツイン)　２室
１人１泊２食付き　　￥４１，２５０～
(各室風呂付き)

※曜日、季節、天候によって変わります。
その他、お問い合わせください。
(情報提供　岩手県支部)

〈４月号目次〉

第19回総会千葉県大会開催中止のお知らせ …… 3

第18回総会山形県大会　公開講演Ⅰ
「交通事故対策セミナー」
その３　文責　編集部 …… 4
講師　虎ノ門法律経済事務所海老名支店支店長
弁護士　菅原　崇　氏

減災《減災意識をたかめる》 …… 9

復興へ　心の支えをおくる
自然災害への支援金受付のお知らせ …… 13

議論・提言　地元小学校　就学認めず …… 14

トピックス …… 16

ホテル探訪記　ホテル森の風鶯宿 …… 18

組織部報告・編集後記 …… 19

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.4.15 SSKP 通巻第7405号

毎日のアミノサポート週間で、
効果的にアミノ酸を補給、からだをしっかりサポート

アミノサポート

体力回復　老化防止　栄養補給

皮膚組織の耐久性、身体機能、免疫機能は着実にアップ！！

「アミノサポート」は、天然型アミノ酸を使用しており、必須アミノ酸の他、加齢とともに体内で作られる量が低下してしまう非必須アミノ酸、体調を整えるビタミン・ミネラルがバランスよく**26種類配合**されています。

9種類 必須アミノ酸 イソロイシン・ロイシン・メチオニン など
3種類 非必須アミノ酸 アルギニン・グルタミン・プロリン
11種類 ビタミン ビタミンC・B1・B2 など
3種類 ミネラル カルシウム・マグネシウム・鉄

夏のまとめ買いキャンペーン!!

対象期間 2020年6月15日(月)▶7月31日(金)まで!!

注文数+おまけ	価格(税込)	セット1箱あたり(税込)
4箱＋1箱	16,200円	~~4,050円~~→3,240円
8箱＋2箱	31,320円	~~3,915円~~→3,132円
12箱＋4箱	45,360円	~~3,780円~~→2,835円
24箱＋8箱	88,560円	~~3,690円~~→2,767円
36箱＋12箱	131,760円	~~3,660円~~→2,745円

わたくしは、医療従事者の観点から、アミノ酸をバランス良くスムースに摂取できる『アミノサポート』をお勧めしております。

野呂田 秀夫
現メディカルクロッシングオフィス主宰
NPO法人格闘メディカル協会会長

「アミノサポート」を飲み始めてから、疲労回復が早くなったので、気力がでて積極的に動けるようになりました。風邪もひきづらくなり、体調を崩すことが少なくなりました。

商品のお申し込み・お問い合わせはこちらまでご連絡ください。(WEBサイト・メールでも受付可能)

☎ 03-3377-2361
日本ヘルスケア株式会社
〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-21-12
WEBサイト https://www.jhckk.co.jp　MAIL jhc@jhckk.co.jp　FAX 03-3377-2214　営業時間 月曜～金曜 9:00～17:30

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会

第19回定時総会　千葉県大会へのおさそい

『第19回総会 千葉県大会』開催中止のお知らせ

関係者各位

公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会
代表理事　大濱　眞
〒152-0034　東京都目黒区緑が丘二丁目15番14号　村上ビル102
TEL. 03－6421－4588／FAX. 03－6421－4665

謹啓　　麗春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、2020年６月６日（土）・７日（日）に開催を予定していた第19回定時総会千葉県大会は新型コロナウイルスの影響により中止させて頂くことになりました。式典、代表者会議、シンポジウム、懇親会も中止と致します。

定時総会において決議すべきであった議案に関しては、オンライン会議と書面表決を中心にご審議頂きたいと考えています。５月中に代議員の皆様へ議案書と議決権行使書を郵送させて頂きますので、議案書をご覧いただいて議決権行使書にご記入の上、本部事務所へご返信ください。

総会中止に伴って、既に支払い済みの支部拠出金はご返金致します。旅費等のキャンセル費用も本部負担にてお支払い致します。詳細に関しては追ってご連絡させて頂きます。

年に一度の総会で皆様にお会いできないことは残念で仕方がありません。今回の新型コロナウイルスが沈静化した後にはまた皆様とお目にかかれることを楽しみにしております。

くれぐれも感染予防に気をつけていただいて、ご自愛の上お過ごしください。

謹白

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2020.4.15 SSKP 通巻第7405号

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
第18回総会山形県大会　公開講演Ⅰ

「交通事故対策セミナー」

講師　虎ノ門法律経済事務所海老名支店支店長
弁護士　菅原　崇　氏

その３　　文責　編集部

交通事故の弁護の話になります。

「交通事故の被害者弁護」ということで、交通事故では被害者と加害者がいるのです。ですので弁護が必要なのは、被害者弁護と加害者弁護、どちらも必要な方がおります。

人身事故の場合は、完治するのか後遺症になるのか、それとも亡くなってしまうのか、大きく分けて３通り、結論が考えられます。

物損事故の場合は、過失割合といって、「どっちが何対何で悪いんだ」という話が主な焦点になったりします。あとは修理費用です。例えば、車対車でぶつかって、車の修理費用がいくらなのだということで争いになることがあります。修理費用も本当に難しいのですけれども、例えば、ディーラーと町の修理工場といろいろな見積もりを取りますと、平気で５万円、10万円ずれたりします。それが、いろいろな修理の仕方があるので当然そうなのかも知れないのですが、そういったことが議論になることがあります。

あとは、警察への届出、これも重要です。届け出は当然、加害者に刑事罰と行政罰が行くことがもちろんあります。民事事件、被害者にとって重要なのは、証拠を保全することなのです。ですので、警察にはぜひとも、事故に遭ったら届けてください。加害者になっても被害者になっても届けたほうが私は良いと思っています。

まずは、分かりやすいところから行きます。

○損害賠償について

人身事故の損害賠償についてご紹介します。事故の損害賠償には、相場があるのですけれども、なかなか素人の方に分かりづらいです。専門弁護士が入った場合と入らない場合で、どれぐらい違ってくるかをご説明します。

まず、後遺症が残らない、むち打ちの場合、保険会社が提示した慰謝料が30万円ぐらいの事案がありました。私、交渉して100万円ぐらいまで持っていきました。100万円で示談ということになったような事案です。これぐらいの差は出ます。ただ、もちろん、後遺症は残らなかったのですけれどもある程度重いむち打ち症で、しばらく通院して、しっかり治療して治したと、そういうケースです。

あとは、後遺症が残らない、むち打ちではないケガです。骨折とかで後遺症が残らなかった事案の場合どうなるかといいますと、慰謝料が、むち打ちと比べると、当初の提案も高いのですけれども、解決も高くなるという感じで、40万円から60万円ぐらいの間を保険会社はいうかなと。そこで、弁護士が登場して、倍ちょっとになるかなという感じの、それぐらいのボリューム感があります。この

辺が、後遺症が残らないケースの交渉例です。

後遺症が残るケースなのですが、例えば、後遺症が残るむち打ちですと、大体どれぐらいになるかといいますと、保険会社が提案するのが80万円ぐらいかなという感じです。弁護士が交渉して300万円前後かなという感じです。

次に、中程度の後遺症が残る骨折などの場合、鼻がずれてしまったと、そういうケースの場合ですと、保険会社が提示してくるのが大体900万円とか1000万円とかで、弁護士が交渉すると3000万円とか3500万円ぐらいになるかなと思います。

重度の後遺症が残る場合、頸損とかです。この場合どうなるかといいますと、保険会社が提示するのは、会社によってまちまちなのですが、まあ5000万、6000万ぐらいかなと。そこで、弁護士が交渉して、訴訟までですると億は超えます。１億3000万、5000万、２億超えることもあります。大体こういうような感じで、交通事故の損害賠償は動いていきます。

なぜこんなに違うかという話になるのです。それはなぜかといいますと、損害賠償の考え方が３つほどあります。交通事故には、基準が３つあるのです。

まずは、自賠責の基準です。自賠責保険が定めている基準です。あとは任意保険の基準があります。任意保険というのは、任意保険会社いっぱいありますので、各社によって少しずつ違いますが、任意保険の基準があって、その基準に従って任意保険会社は払おうとします。弁護士は、自賠責、任意保険の基準を完全に無視して、裁判したらいくら取れるのかという基準で考えます。その裁判基準と任意保険の基準が、結構離れているものですから、先ほどのような金額の違いが出てくるということです。ですので、裁判基準・弁護士基準というのは、大体同じぐらいの基準なのですが、自賠責・任意保険というのは結構かけ離れた基準になっています。

一方で、弁護士を入れて交渉すると当然、弁護士費用がかかります。では弁護士費用との関係でどうなるのかという話です。

弁護士費用はどうやってかかってくるのかといいますと、着手金と成功報酬とに弁護士報酬は、分かれているのです。得られることになった損害賠償金、経済的利益に対する割合で決まります。ですので、例えば、100万円得られたその中の何%とか、何十%とかで決まる感じで、弁護士報酬を頂くということが多いです。ですので、多く取れれば弁護士報酬も上がるので、弁護士も同じ方向を向いて頑張っていくという感じです。

そうしますと、後遺症が残るケースですと、弁護士費用のほうがぜんぜん安いのです、増額された金額よりも。ですので、後遺症が残ったケースでは弁護士を入れるほうが断然、得になるということになります。要は、先ほどの例でみるように倍以上に増えますので、増えた金額の一部で弁護士費用が全部賄えてしまうということになります。

ただ問題は、そうしますと、物損と軽傷の場合、弁護士のサービスが受けられないのか、ということになっていきます。結論からいいますと、軽症でも、ある程度、病院に通院して、ある程度重かった場合は十分ペイします。通院、例えば５回ぐらいでもう治ってしまったという軽症の場合とか、まったくケガしていなくて車がちょっと壊れただけという場合に、弁護士を呼ぶとどうなるかといいますと、赤字になります。要は損害賠償額よりも弁護士費用が高くなってしまう、ということがあります。

弁護士特約を付ける

それを、弁護士会や損保協会などで話し合いをして解決したほうが良いのではないか、ということでやっていった結果、今、保険で「弁護士特約」という保険があります。これは、まずどういうものかといいますと、弁護士費用を保険会社が負担してくれるのです。弁護士特約を契約していれば、弁護士費用を保険会社が負担してくれる、そんな保険です。

どんな内訳になっているかといいますと、

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.4.15 SSKP 通巻第7405号

各社少し違うのですけれども、大体、多くの弁護士特約は、一事故について上限で300万円まで負担してくれるというような補償内容になっています。300万円まで負担をしてくれるので、先ほどの物損とか軽傷の事故でも弁護士に依頼して弁護士の弁護を受けても自腹が痛みませんから、損害賠償は自分で全部もらえることになりますので、弁護士特約はお勧めです。

ただ、ではどこの会社の弁護士特約に入るのかという問題があります。これがまた、なかなか入るときは知らないのです。ですのでご説明しておきますと、弁護士特約の支払い基準が各社で異なります。実質的に物損事故とか軽症の事案で十分な弁護料を払ってくれない弁護士特約が存在するのです。こういう弁護士特約に入っていますと、結構悲劇で、弁護士特約あるから弁護士を頼めるのだと思って依頼しにいらっしゃるのですけれども、その保険会社の弁護士特約だと足が出ますということがあります。ですので、弁護士特約を選ぶときはきちんと、少なくても弁護士会と日弁連と提携しているような弁護士特約を選んだほうが良いです。後ほど選び方は説明します。それで、きちんと提供しているような弁護士特約に入っていれば問題ないのですが、変な特約に入ってしまいますと、実際、足が出るケースもあります。

「ＬＡＣ」ラックというものを紹介します。これ何かといいますと、リーガル・アクセス・センターの略です。何かといいますと、日弁連と損保協会で協定を結んでいまして、ラックという基準を作っています。弁護士の特約、弁護士特約の報酬基準を定めているのです。このラック基準を満たしている弁護士特約であれば、基本的には弁護士と委任契約が結べます。ですので、せっかく弁護士特約に入るのであれば、ラック基準を満たしている会社を私はお勧めします。ラック基準を満たしている弁護士特約であれば、多くの弁護士、交通事故の専門弁護士は受任をしてくれることが多いです。たまに、ラック基準、安すぎるからやらないっていう偉い先生もいますけれども、そんなに多くはないです、そういう方は……。

これの選び方、探し方なのですけれども、「ＬＡＣ」で検索しても良いですし、一覧がネットで公開されていますので、加盟保険会社を調べてもらえればいいと思います。

ここに載っていない保険会社でも大手の保険会社で、東京海上グループ、実はここに入っていないのです。独自の基準を設けていまして、東京海上のものはだめなのかといいますと、そんなことはないです。東京海上の弁護士特約は、しっかり独自の基準で弁護士にちゃんと依頼できるようになっていますので、そこに載っている保険会社プラス東京海上グループであれば、特に問題ないのではないかというのが私の意見です。

弁護士特約には種類があります。１種類だけではないのです。何かといいますと、自動車事故の限定型といって、「自動車事故だけ弁護士特約が使えるよ」という特約と、「ちょっと範囲が広がって日常生活と自動車事故」、両方に弁護士の補償が得られるという２つのタイプがあります。ぜひとも私は両方のものをお勧めします。

というのは、弁護士が必要になることは、交通事故だけではないじゃないですか、日常いろいろなことが起こるので、日常生活の被害事項についても弁護士費用が補償される日常生活・自動車事故型の弁護士特約を選ばれるほうが私は良いと思います。費用がもちろんちょっと高いのですが、そのほうが安心で

はないかと思っています。

次に、過失割合の話をします。過失割合というのは何かといいますと、よく事故に遭うと、何対何でどちらが悪いという話、聞いたことがありませんか。90対10とか、100対０とか、どちらがどれだけ悪いのだというような割合を決めることがあります。保険会社は独自のというか、基準があって情報を結構持っているので、「何対何」とすぐいってきます。被害者にも落ち度がある場合が問題になるのですが、保険会社は、被害者のいいなりでお金をどんどん払っていたら潰れてしまいますので、適正な損害賠償ということで、なるべくお金を払わなくて済むような主張をしてくることが多いです。

一方で、その主張が本当に適正ならいいのですけれども、被害者の話を聞くと、ちょっと保険会社の主張は、いい過ぎなのではないかということも多くあります。実際いろいろと調べていきますと、過失例が多く変わったりします。例えば70対30といわれていた事案が、最後は確か95対５まで変えました。要は被害者が30までといわれていたのを５に変えたのです。そういったこともあります。ですので、過失割合もよくよく、どちらが悪いのかを精査しなければいけないです。

精査する方法は、実況見分調書を取ったり、ドライブレコーダーの画像を取ったり、写真を撮ったり、証人を探したりというようなことをして、どういう事故だったのかを突き詰めて、あとは裁判例などを参考にして、何対何と決めていくことが多いです。弁護士、こういうのが得意なので、交通事故専門の弁護士であれば、どんどんこういうのはやっていきます。

○被害に遭った場合の注意事項

事故に遭って、意識があったらの話ですけれども、事故現場の保全に努めてください。事故の被害に遭ったら、なるべく加害者と話をしたら、何といっていたかを書き留めておくほうがいいです。あとは携帯電話で現場の写真撮影とか動画も、今は撮れますから、そういったものを保存しておいてください。あとは、自動車の破損状況とか、ケガの状況とかも、写真を撮れたら撮っておいて下さい。あとは、目撃者が近くにいたら、目撃者の方の連絡先を聞いておくといいです。電話番号とか携帯番号とか名前とか、確認しておくといいと思います。

あとは、時間の経過とともに事故に関する証拠物はなくなっていきますし、証言も変わったり記憶も変わったりするので、できるだけ早く、なるべく分かりやすい記録にしておくことをお勧めします。

今の時代、一番良いのは、車を運転されるのであればドライブレコーダー、これをぜひとも付けていただきたいと思います。しかも前方だけではなくて後方も撮れますので、数万円かかってしまいますが、前も後ろも録画してくれるようなドライブレコーダーを、ぜひとも導入されるのが良いと思います。例えば、加害者は、いいたい放題で、５対５だといわれた事案がありました。最後、被害者がドライブレコーダーの画像を取り出す、初めは取り出せなかったのです。何か最後出て来たので取り出したら、もうぜんぜん、被害者がまったく悪くないというような画像が映っていました。そこで私はひっくり返して100対０に持っていったこともあります。ですので、それぐらい事故の状況とは変わりますので、より鮮明な証拠があったほうが有利になります。

今までは被害者の話をしていましたが、車を運転するからには加害者になる可能性があります。加害者になるとまたこれが大変です。どんなことが起きるかといいますと、まず加害者本人の責任としては、刑事責任、行政責任、損害賠償責任があります。あと、車の所有者が加害者と別の人の場合は、車の所有者の損害賠償責任を負うことがあります。そこをご注意下さい。

刑事責任は、傷害罪だったり過失運転致傷罪だったり、いろいろな罪が課されます。警

察と検察、最近いろいろな事件がありますけれども、身柄拘束されたり出頭を求められたりして、懲役や禁固や罰金などの刑も課されることもあります。ですので、加害者になったら真摯に事故へ向き合ったほうが良いと思います。

刑事処罰、どうやって下されるのかということなのですけれども、検察庁で検察官がどうするか、終局処分というのを決めるのですが、まず事故の対応、これが重視されます。要は、事故がどういう事故だったのかということです。あとは過失の程度、どれぐらい過失があったのか、要は脇見をしてたのかとか、酒酔いしてたのかとか、いろいろな話を突き詰めていきます。あと、結果の重大性、被害者がどうなったのか、軽症で済んだのか重症だったのか、後遺症が残るのか亡くなってしまったのか、これもかなり処罰の判断に重視されます。あと、被害弁償の状況、要は被害者に対してどれだけ被害弁償をしているのか、ということだったり、被害者の処罰感情、被害者の処罰感情が峻烈だと厳罰の方向に向かいます。あとは加害者自身がどれだけ反省しているかとか、そういったことが考慮されます。

事故の対応というのは、どれだけ重大事故かということです。ですので、重大事故を起こしてしまったら真摯に事故へ向き合ったほうが良いと思います。

重大事故を起こしてしまった人間は弱いので、「保険会社に任せておけば大丈夫」と思いたいです。それで失敗した人を私は何人も知っています。保険会社に丸投げしますと、危険です。なぜかといいますと、被害者対応は保険会社によっていろいろあります。あとは、保険会社の担当者によっても変わります。結構、紳士的な会社だなと思っている会社、いくつもあるのですけれども、その中でも担当者がちょっと武闘派だったりという方もあるし、逆にちょっと、ここの会社は誠意ない会社だなと思っている会社でも、良い担当者もいます。あとは、もう100%とはいいませんけれども、加害者がこの保険会社に入ってたら、もう間違いなく訴追になるなという会社もあります。そのぐらい入っている保険会社で変わります。ですので、保険会社を選ぶのは結構慎重にするのと、事故を起こしてしまったら保険会社に丸投げは危険なので止めましょうということです。

保険会社は損害賠償だけを担当していますので、刑事処罰は守備の範囲外なのです。ですから加害者の刑事処罰については関心がないです。どうやって損害賠償するかをメインで考えていますので、なので丸投げは危険だということなのです。

事故対応は真摯に

被害者への謝罪は加害者がすべきことであって保険会社がすべきことではないのです。ですので、保険会社はあくまでも損害賠償をするという立場なので、その辺をよくよくご理解いただいておりますと、良いと思います。

保険会社の対応が悪いとどうなるかといいますと、被害者の怒りはもちろん保険会社に行くのですけれども、最終的に加害者の処罰感情の増大につながります。処罰感情が強くなっていきますと、どうなっていくかといいますと、被害者は、警察や検察に陳情に行きます。「あの人を厳重に処罰して下さい」といいに行くのです。そうするとどうなるかといいますと、不起訴になりそうな事案だったら罰金刑になったり、罰金刑になりそうだった事案が正式裁判になったり、執行猶予がつきそうな事案が実刑になったり、実刑といいますと、刑務所に行くことです。

正式裁判になりますと、あとは被害者本人、あとは遺族ですが、法廷に出頭して、裁判官に涙ながらに苦境を訴える場面があります。よくあります。「あの人を厳罰にしてほしい」とかということがよくあります。裁判官も人間なので、そんな苦境を聞きますと、厳罰の方向にどうしてもいきます。ですので、特に重大事故の加害者になったときは、本当に注意が必要だと思います。

（続く）

減GENSAI災

《減災意識をたかめる》

＝南海トラフ地震対策＝

堤防、避難道 半ば

多くの犠牲者が想定される南海トラフ巨大地震を巡り、被害低減に向けた堤防整備や避難対策は道半ばだ。政府の地震調査委員会が今回前提とした発生可能性の高い津波のほか、東日本大震災を踏まえた考え得る最大クラス、東西に長い震源域の片側で起きる「半割れケース」への対処も求められる。自治体や住民による手探りの取り組みは続く。

▽一歩ずつ

南海トラフ沿いで起きる最大クラスの地震で高さ34mの津波が想定される高知県黒潮町。地震調査委の評価でも10m以上も高いとされた。

町は「犠牲者ゼロ」を掲げ、津波避難タワー6基を整備し、2018年1月には町庁舎の高台移転を完了。お年寄りらにどう避難してもらうかが課題だ。

町の徳広誠司情報防災課長は「地震はいつ来るか分からず、町としてやるべきことは変わらない。町民にいかに素早い避難行動を取ってもらうか考え、一歩ずつ進めるしかない」と述べる。

10m以上の津波に警戒を求められた自治体は備えの強化に向け、気を引き締める。静岡県沼津市は「津波の高さの上限が分からず、これをもって対策を変えるとまではいかない。今までの取り組みを着実に進めていく」との受け止めだ。

三重県熊野市の海岸沿いに立地する「ホテルなみ」は、最大クラスの地震時の浸水予測図などに基づき対応を検討してきた。担当者は「いろんな予測や想定があると、何に従えばいいのか分からない。起こってみないと分からないのでは、という思いもある」と語る。

▽予算増を

政府は12年、最大クラスの地震による最悪の想定死者数を32万3千人と発表。昨年には耐震化や住民の意識向上などでも約3割減るとしたが、施設整備や避難誘導は引き続き課題となる。

内閣府によると、南海トラフ地震の防災対策推進地域に指定された沿岸自治体のうち、避難訓練を毎年実施しているのは18年8月時点で75%近くに高台がない地域を抱える自治体の27%は津波避難ビルを指定していない。

国土交通省によると、南海トラフや首都直下地震などに備えた、海岸堤防の耐震化やかさ上げ整備率は53%（19年3月時点）にとどまる。東海から九州の11府県などは、各自治体が堤防整備などの対策を終えるには事業費計9200億円が必要とし、国土強靱化予算の拡充を求めている。

国の南海トラフ地震対策

2011年3月	東日本大震災
12年8月	最大死者32万3000人の被害想定。考え得る最大クラスの地震・津波が前提
13年5月	中央防災会議作業部会が高い確度での予知は困難と報告
14年3月	死者数を10年で8割減らす目標を公表
15年3月	発生から3日以内に最大14万人を被災地に派遣する応急対策活動計画
19年3月	「半割れケース」の事前避難を盛り込んだ対策指針
5月	対策推進により想定死者数約3割減と推計

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.4.15 SSKP 通巻第7405号

最大級や「半割れ」も

南海トラフ沿いで巨大地震発生の可能性が高まった場合に発表する「臨時情報」の運用もスタート。政府は、震源域の東西いずれかで「半割れ」の地震が起きた際に、残る側で連動して発生する巨大地震に備えた1週間の「事前避難」を呼び掛ける方針だ。関係自治体にとって、事前避難の対象地域選定が新たな課題となる。

地震調査委の事務局を担う文部科学省担当者は「最大クラスと可能性高い津波のどちらかを優先ということではない。予算の制約などの事情に応じ、できる対策から進めてほしい」と説明する。（神奈川新聞）

＝南海トラフに備えを＝

横浜でシンポ
専門家ら意見交換
情報を「わがこと」に

マグニチュード（M）8～9が想定される南海トラフ巨大地震の備えを地域から考える「防災・減災シンポジウム」が横浜市中区であった。同地震への警戒を促すために国が発表する情報を「わがこと」として、いかに被害軽減に結び付けるかをテーマに気象庁や自治体、専門家らが意見を交えた。

同庁の中村浩二地震予知情報課長は「南海トラフ地震は東と西の領域で分かれて発生したり、全体で起きたりしている」などと、過去の発生パターンが多様で正確な予測が難しいことを強調。東海地震の予知に代わる形で運用が始まった南海トラフ地震の情報について、「不確実性のある情報だが、行動を起こさないと命は守れない」と理解を求めた。

県の花田忠雄くらし安全防災局長は、実際に起きると、神奈川県内では津波を主因として1700人余りが死亡するとの被害想定を説明した。

警戒情報が発表された場合は、安全確保などに向けて知事メッセージを出すとの対応も報告した。

続くパネルディスカッションで、東大の廣井悠准教授は「南海トラフの情報は社会の動きをいったん止めて、災害をやり過ごそうとするものだ。企業の対応が非常に重要になる」と指摘。

タレントで防災士の時東ぁみさんは「家族の形に合った避難や備えを」と呼び掛けた。

横浜市の荒井守危機管理監は市の情報伝達の取り組みを説明し、活用を促した。

シンポは気象庁や内閣府などが主催し、約230人が参加した。

災害時に相互支援
被災地の商議所などと協定

神奈川県藤沢商工会議所は、青森県・八戸商議所、福島県・いわき商議所、群馬県・高山村商工会の3者と「大規模地震等発生時の相互支援」と「産業、観光、文化等の発展と地域経済活性化の推進」に関する包括連携協定を結んだ。大規模災害が多発している状況を踏まえ、平時から商議所、商工会間の「顔の見える関係づくり」を進め、被災時の迅速な相互支援につなげる狙い。

協定では▽被災時の職員派遣▽物資の支援▽義援金の寄付――について、地域経済活性化を巡っては、▽物産品、特産品の普及、振興▽民俗芸能や文化を通じた交流促進――などを盛り込んでいる。

各商議所、商工会の職員を連携協力チームと位置付け、被災後の事業継続を支援。経営指導員や事務補助員を派遣、ボランティア支援や被災者の受け入れのあり方なども検討する。平時から情報交換を密にし、各商議所、商工会が関係する地元イベントなどでの名産品販売や観光PRにも取り組む考えだ。

藤沢商議所は、東日本大震災発生直後から被災地の中小企業支援を展開。東北地方の物

産を販売するアンテナショップを「東北応援プラザ」に発展させ、藤沢商工会館ミナパーク内で運営している。

高山村は、国の有形登録文化財で藤沢市の「鵠沼橋市民の家」として利用されている「旧後藤医院鵠沼分院」を開業した後藤医師の出身地であることから、長年にわたり同市と交流が続けられている。

山北１m、横浜で２～10㎝
富士山噴火、降灰量の想定公表

富士山の大規模噴火で首都圏に積もる火山灰の影響と対策について検討していた政府・中央防災会議の作業部会は、横浜で２～10㎝、山北は１m近くなどとする降灰量の想定を公表した。10㎝以上の堆積で車が走れなくなるほか、ライフラインに大きな影響が出るとして、都市機能のマヒと社会の混乱を懸念。４月に報告書をまとめた後、関係省庁に中心に、膨大な火山灰の処理方法や住民避難などの具体的な方策を議論する。

富士山の噴火が16日間続き、火山灰が偏西風に流されて関東の広い範囲に降り積もった1707年の宝永噴火をベースに、風向を変えて３ケースを試算した。いずれのケースも、神奈川は全域に影響が及ぶ。

宝永噴火と同様のケースでは、噴火開始の15日目に秦野で35㎝、小田原には20㎝、横浜は10㎝以上の火山灰が堆積する。西南西の風が強く、東京都心（新宿で10㎝）を含め首都圏全体への影響が最も大きいケースの降灰量は、山北で１m近く、相模原は30㎝に到達。秦野で20㎝弱、小田原は４㎝、横浜で２㎝ほどと予想された。

このほか、噴火期間中の風向の変化が大きいケースでは、愛知や長野などにも火山灰が及ぶが、神奈川県内の降灰量は他の２ケースより少ない結果となった。

処理が必要な火山灰の総量は、宝永ケースで４億７千万立方m、最大ケースは４億９千万立方mに上り、東日本大震災の災害廃棄物の約10倍に当たるとした。重機などで除去し、処分場や埋め立てで処理する方法を挙げている。

降灰の影響は多方面に及び、数㎜未満の微量の堆積でも鉄道の地上路線が運行を停止。道路の降灰量が10㎝以上（降雨時は３㎝以上）で二輪駆動の車が走れなくなり、移動手段が徒歩に限られるため、物資の配送や店舗の営業が困難になる。電力や上下水道の供給や処理能力も低下するという。

また、県西部を中心とした降灰量30㎝以上のエリアで雨が降ると、火山灰の重みで木造住宅が倒壊する恐れがあるため、噴火前の避難も含めた対策の必要性を指摘している。

作業部会の委員で降灰量の試算に関わった県温泉地学研究所の萬年一剛主任研究員は「次の富士山噴火がこのようなタイプになるとは限らない。一つのモデルだ」とした上で、「実際に起きれば、要配慮者の事前避難や火山灰の影響がない地域への広域避難が不可欠になる。火山灰を処理する場所の確保など本格的な検討が必要」と指摘する。

降灰による交通網やインフラへの影響

※内閣府の資料を基に作製

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.4.15 SSKP 通巻第7405号

地震や風水害時

建物被害を即時予測

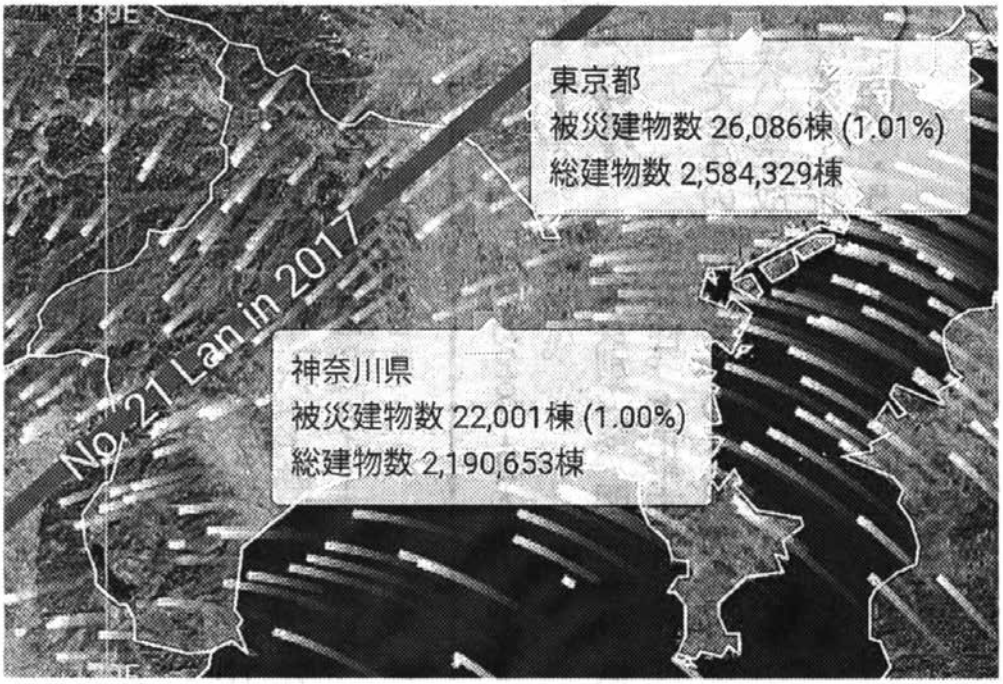

首都圏を直撃した2018年の台風21号による
建物被害を予測した「cmap.dev」の画面

地震や風水害時の建物被害を即時予測し、地図上に市区町村別で表示するウェブサイトが公開された。

西日本豪雨や北海道地震など大規模災害が続発した2018年の経験を踏まえ、あいおいニッセイ同和損害保険と横浜国立大、再保険仲介のエーオンベンフィールドジャパンが共同開発した。

被災地域と被害規模をいち早くつかむことができ、初動対応や迅速な支援につなげる狙いがある。

地震は震度５弱以上が観測された場合、約10分後に建物被害の棟数を推定。

台風接近などに伴う風水害では、地域ごとに基準を定めたアメダスの降水量（最低80㎜）か30m以上の最大瞬間風速が観測されると、１時間ごとに被害の推定結果をサイトに示す。

どの災害でも、全壊や半壊といった被害の大小は区別せず、地震の場合は建物の部分的な損壊、水害は床上浸水、風害では屋根瓦の剥がれなどが、被害の棟数にカウントされる。

算定の基となる建物の立地状況については、航空写真などから全国のデータベースを構築。

地盤の強弱や土砂災害の危険性、標高を加味し、過去の災害における保険金の支払い実績も反映させているという。

サイトでは、リアルタイムの風や降水状況、気候なども表示できる。台風研究の成果を提供した横浜国大の筆保弘徳准教授（気象学）は「平常時から身近な地域の危険性を確認することができる」と公開の意義を強調する。

サイト名は「ｃｍａｐ．ｄｅｖ（シーマップ）」。この名称で検索すると、パソコンやスマートフォンなどで誰でも閲覧可能。

関西空港が浸水した18年の台風21号や16年の熊本地震などについての推定結果も公開している。

復興へ 心の支えをおくる

自然災害への支援金受付のお知らせ

台風15号、19号による被害の支援をします

全国各地で多発する豪雨災害に
心よりお見舞い申し上げます

突然襲う地震災害。今般は大阪府という都市型災害で、交通網、ライフラインの災害にも多大な被害が波及しました。会員の人的被害、家屋被害は、一会員の被害報告がありました。今後は、災害への意識を高め、防災に日頃よりこころがけたいものです。

また、全国各地で多発する大雨災害や土砂崩れ。特に西日本豪雨災害は、大変な被害になりました。岡山県支部の一会員が、床上浸水の被害の報告があります。

この趣旨にご理解を賜り支援金募集にご協力下さいますようお願いいたします。

なお、募金は支部ごとに取りまとめをお願いしますが、個人でも直接募金される方は、下記の本部口座に直接お振込み願います。(領収書がほしい方は、郵便振替でお願いします。)

◎支援金の余剰が出た場合は、厳正に別会計として管理し、突発的な災害に準備しておきたいと思います。

〔記〕

【お振込先】

1、銀行振り込みは……三井住友銀行　葛西支店
普通　4757660
口座名……　公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会　宛へ

2、郵便振替は……00110−2−170076
加入者名……公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会　宛へ
(通信欄に「大阪府北部地震・西日本豪雨支援金」と書いてください)

呼吸器利用の重度障害児

地元小学校　就学認めず　地裁判決

重度障害を理由に希望する地元の川崎市立小学校への通学を認めず、県立特別支援学校を就学先に指定したのは差別に当たり違法だとして、人工呼吸器をつけて暮らす光菅和希君（8）と両親が市と県に小学校への就学を認めるよう求めた訴訟の判決が3月18日、横浜地裁であった。河村浩裁判長は「就学通知は適法で、裁量権の逸脱や濫用があるとはいえない」として、原告側の請求を棄却した。

訴えによると、2018年度から小学生になる和希君の就学先を巡り、両親は市や県の教育委員会と複数回協議を重ねた。その際、地元の小学校への通学希望を伝えたが、市教委は「特別支援学校の方が専門家が多い」などと説明。18年3月末に県立特別支援学校への就学が決定された。両親側は、両教委が特別支援学校ありきで就学相談を進め、小学校で学べるよう「合理的配慮」の検討すらしなかったと主張していた。

河村裁判長は判決の理由で、学校教育法施行令で定める期限をすぎて両親に就学通知を行った県教委の対応について、「合意形成のために時間を要し期限を守れなかったにすぎず、手続き的な瑕疵とはならない」と指摘。両親側が「本人や保護者の意見を尊重すべきだ」としていた点には、「施行令では保護者の意見だけでなく、専門家の意見の聴取も求めている」と述べ、専門家の意見を聴取した上で最終判断した両教委の姿勢を容認した。

両親側は、和希君の主治医の診断書や通っていた幼稚園への聴取を待たずに就学先を決定したことが不適切な手続きに当たるとも訴えていた。河村裁判長は「市が把握していた和希君の障害の状況に重要な事実誤認はなく、障害者に対する合理的な配慮が欠けていると評価できない」とし、この主張も退けた。

両教委とも「今後詳細は確認するが、主張が認められたと受け止めている」とコメントした。

「本人の意向軽視」家族落胆

同世代の子どもたちと共に学びたいと地域の小学校への通学を望んだ光菅和希君（8）と両親の願いは、頼みの綱とした司法にも退けられた。「差別的な判決だ」と肩を落とす父親。まもなく3年生になる和希君の行く末に不安を募らせた。家族の落胆はあまりに大きかった。判決後に予定されていた会見を急きょ欠席。父の伸治さん（51）は神奈川新聞社の取材に「本人と保護者の意向は就学先を決める上で関係ないと示されたに等しい。和希は意思疎通ができないと一方的に決めつけた差別的な判決だ」と言葉少なに語った。

弁護団は会見で、重度障害の子の就学先を原則として特別支援学校とする旧来型の枠組みを判決が容認していると批判。団長の大谷恭子弁護士は「障害者権利条約で保障されたインクルーシブ教育を理解しておらず、本人と保護者の意向を軽んじている」と、涙ながらに話した。16日に判決が言い渡された津久井やまゆり園事件にも触れ「共に学ぶ教育が保障されない限り、（障害者の存在を否定する）優生思想が生まれてしまう恐れがある」と訴えた。

呼吸器利用者が地域の学校に通う先例は既に全国にいくつかある。名古屋市立中学2年生の林京香さん（14）はそのうちの1人で、小学校1年生から通常学級で学び続けている。

父の智宏さん（44）は「地域の学校で学ぶのを原則とする障害者権利条約を踏まえない判決」

と怒りをあらわにし、今回の司法判断を憂えた。「障害を理由に学ぶ場を分けることは、共に生きる機会を子どもたちから奪う。互いに知り合わなければ差別意識が生まれる恐れがあり、判決はその傾向を助長しかねない」。

文科省は政策転換を

インクルーシブ教育に詳しい一木玲子・大阪経済法科大客員研究の話

いつの時代の判決かと憤りを感じる。このままでは障害者はインクルーシブ教育を受ける権利を侵害され続け、障害によって学ぶ場を分けることを差別と思わない人を育ててしまう。今回のような事態が生じる最大の要因は、障害を理由に学ぶ場を分け続けている文部科学省の政策にある。国際的な潮流を見ると、小中学校のみならず高校や大学でもインクルーシブ教育が進められている。障害者権利条約の批准に際して文科省は分離教育からインクルーシブ教育に転換しなかった。どの子も地域の学校の普通学級で学ぶのが権利条約でうたう本来のインクルーシブ教育であり、文科省はいち早くかじを切り替えるべきだ。

「不当判決」と抗議

障害者団体、就学訴訟巡り

重度の障害があり、人工呼吸器を利用する光管和希君（8）と両親が川崎市立小学校への就学を求めた訴訟で、特別支援学校を就学先とする行政の判断を容認した18日の横浜地裁判決に対し、障害当事者らで組織する「DPI日本会議」（東京都）は23日、抗議声明を発表した。「（障害の有無にかかわらず共に学ぶ）インクルーシブ教育を受ける権利を保障している障害者権利条約を全く踏まえない不当判決」としている。

声明は、就学手続きを定めた学校教育法施行令で本人・保護者の意向が就学先指定の前提とされている点を強調。意向は判断材料の一つにすぎないとした判決について、「極めて一方的で差別的」と批判した。

また、呼吸器の子が地域の学校へ就学した事例が他の自治体であるにもかかわらず、川崎市内で実例がないことから小学校で受け入れないとしても差別とは言えないと判示した点も問題視。「このような判断が全国の自治体に広がれば、重度障害がある子の地域の学校への就学は一切進まなくなる」と危機感を表明した。

「時代に逆行」両親側が控訴

訴訟で地元の川崎市立小学校への就学を求めた光管和希君と両親は23日、請求を棄却した横浜地裁判決を不服として控訴した。原告側弁護団は「本人・保護者の意見を最大限尊重するとした文部科学省の通知を判決は軽んじており、時代に逆行する内容で到底容認できない」とコメントした。

18日の地裁判決は、川崎市と県の両教育委員会が就学先を特別支援学校に決定したことについて、専門家の意見に基づき和希君の障害の状況を把握したもので妥当だと指摘。和希君の教育的ニーズに合致しており、「障害者に対する合理的な配慮が欠けているとはいえない」として、行政側の判断を追認した。

○障害者就労全国調査へ
重度訪問介護を巡り 支援在り方検討

重い障害のある人の生活を支える障害福祉サービス「重度訪問介護」を巡り、厚生労働省は、利用者の就労状況に関する初の全国調査を実施することを決めた。現在の制度では、就労中は介助費の補助を受けられず、障害のあるれいわ新選組の参院議員らが「障害者の社会参加を阻む」などとして見直しを求めていた。厚労省は実態を把握し、支援の在り方を検討する。

重度訪問介護は、常に介護が必要な重い障害がある人に、ヘルパーが入浴や食事、外出時の支援をする公的サービス。利用者負担は原則１割で、残りは公的補助を受けられる。しかし、就労や通勤といった経済活動にかかる支援は雇用主が負担すべきだとの考えから、補助の対象外となっている。

調査はサービスを担う約7500事業所を対象に実施。重度訪問介護サービスを利用する障害者が働いているかどうかや、その場合は在宅か勤務先に出向いているのかなど約10項目にわたる。調査票を各事業所に送付する。厚労省は19年度内に結果を集計し、省内のプロジェクトチームで実態に合った支援策を検討する。

自治体では先進的な取り組みも始まっている。さいたま市は独自に本年度から在宅就労中に重度訪問介護サービスを受けられるように支援。大阪府も就労中や通勤時もサービスを利用できる制度創設を表明している。

万華鏡　11　加害者も被害者？

千葉県支部　出口　臥龍

他人事ではないという強い思いから、「津久井やまゆり園事件」の成り行きには、ひとかたならぬ関心をもってきた。３月16日、一審判決が出た。予想通り死刑だ。筆者は死刑反対論だが、今回に限って言えば順当なのかなと考える。なぜなら判決後も被告は「障害者に人権はない」と、うそぶいているからだ◆この裁判は難しい要因を含んでいた。一部の媒体や学者、作家、識者と呼ばれる連中が擁護論に回った。なかには親しみを込めて「さとちゃん」なんて呼ぶ人もいる。しかし無抵抗の障害者を、「生産性がないから」という理由で殺した被告を許すことはできない。裁判の進行にも問題があった。すべての犯罪には動機がある。その解明がほとんどなされていない。秋葉原殺人事件をはじめとする無差別大量殺人の動機には、社会に対する「復讐」がある。その理由を議論しないから、擁護論が出でくる◆「復讐」の原因とは何か。幼児期におけるＤＶ、いじめ、差別、貧困などだろう。筆者にはすべての条件が当てはまる。虐げられた者がより弱い者を虐げる、という心理状況が手に取るように分かる。被害者の親族のなかには、よくやってくれたと思う人もいるかもしれない。その本音が出てこないと、事件は再発する。

デジタル機器から目を守る

スマホは30cm以上離して

コロナウィルス禍にあって、外出自粛のもと、自宅でゲーム機、スマートフォン、タブレット端末などデジタル機器の画面を見つめる機会は増える一方だ。その分、目への負担は増し、近視など目の障害との関連も指摘される。専門家は目を守るための正しい使用を呼び掛けている。

画面に近づき負担

原直人・国際医療福祉大教授らが19～31歳の69人を調べた研究によると、文字を読むときの目と画面の平均距離は普通の本では約30cmなのに対し、スマホだと約20cmと短かった。

近くの物を見る場合、目でレンズの働きをする水晶体を厚くしてピントを合わせるとともに両目の視線を内側に向ける必要があり、目や脳に負担を強いることになる。

「本を読むときには視線を動かしたりページをめくる際に視線を外したりしてピント合わせの緊張が解除されるが、スマホは画面が小さいこともあり、視線があまり動かずに緊張が続く」と原教授は指摘する。

学生がスマホ老眼

小児眼科が専門の不二門尚・大阪大教授は「30cm未満の距離で読書をすること、30分以上読書を続けることは近視の要因。スマホも同じで30cm以上離し、時々目を休める必要がある」と語る。

視線が外側に向きやすい外斜視の人を不二門教授が調べたところ、目から20cm離したスマホ画面を見続けると、片目だけで見る頻度が増えていた。「これが習慣になると両目で物が見られなくなる可能性がある」。

視線が内側に寄りやすい内斜視の人では、20cmの距離でスマホ画面を見続けると物が二重に見える「複視」になる可能性が高くなり、注意が必要だという。

手元のピントが合いにくくなる「スマホ老眼」も増えている可能性がある。原教授らが最近、高校生121人を調べた研究では、約半数にスマホ老眼の症状が見られた。

マニュアル作成

原教授によると、３Ｄ映像やバーチャルリアリティー（ＶＲ）映像は、目や脳が発達段階にある子どもに悪影響を及ぼす可能性がある。

普通に物を見る場合、ピントを合わせる位置と、両目の視線が交差する位置は一致する。だが３Ｄ映像を見る場合は二つの位置がずれる。７歳以下ではそのために内斜視になる恐れがある。

一方、ＶＲについては立体感などの情報を認知する脳の右頭頂葉の機能が確立する12歳までは、見せない方がよいと考えられているという。

デジタル教科書のための学校に導入されるタブレット端末については、天井の照明などが反射すると目が疲れやすくなるため、画面を傾けるなどの工夫が求められている。

不二門教授は「近視の度数が強いほど、大人になって網膜の病気や緑内障になりやすい。成長期に少しでも近視を押さえるが重要だ」と話す。

原則禁止だった小中学校への携帯電話やスマホの持ち込みの緩和に向けた動きも出る中、日本眼科医会（白根雅子会長）は、デジタル機器から目の健康を守るためのマニュアル作りを進めている。

デジタル機器使用時の注意事項

- 目から画面まではパソコンで50㌢、スマートフォンで30㌢以上
- 連続作業は１時間以内。その間、１、２回程度は目を休める
- 連続作業の後は10～15分、目を休める
- 適切な度数の眼鏡を使う
- 画面が明るすぎないよう調整する

（厚生労働省ガイドラインと原直人国際医療福祉大教授による）

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2020.4.15 SSKP 通巻第7405号

ホテル探訪記

ホテル森の風鶯宿

※巻頭に紹介

岩手県支部　山平　誠

２月13日（木）、ホテル森の風鶯宿のバリアフリールームには、リフトで温泉に入れると情報があり、高橋智、阿部容子の三人と介助犬二頭で見学に行ってきました。

玄関脇に車いす駐車場があります。暖冬の影響で２月なのに雪のない駐車場は初めての事だそうです。

玄関を入ると天井が高く広いロビー。和と洋を混ぜた様な安心できる様な空間が出迎えてくれます。

担当の方に案内されエレベーターで４階へ。４階は全客室に露天風呂が付いているそうです。

バリアフリールームは２部屋あり、リフトが付いているのは１部屋です。部屋のドアを開け、ゆるく長めのスロープを上がると広い部屋がありました。

ベッドが２つ、隣に置いてあるソファー２つはベッドになるので４人が泊まれる部屋です。トイレも洗面所も手すりがあり、利用できるつくりです。奥にある風呂場に向かいます。

ドアを開けると温泉の湯気と匂いが漂っています。足を伸ばして入れる檜の浴槽があります。

障害のある方が入浴する場合は、入浴用の車いすに移りリフトの金具をいすに設置して、いすだけ上下左右させて入浴する仕組みです。でも上下するボタンは１人で操作出来るのですが、左右に移動する操作は１人で出来ないので、一緒に泊まる人に押してもらうことになります。

もう一つのバリアフリールームには畳の場所がありました。ベッドと畳に４名泊まれます。風呂場にはリフトが付いていなく、浴槽に手すりが付いていました。シャワーチェアーに座って浴槽に移動する感じになりますね。

他の部屋は、入り口が15センチ程の段差で、誰かに上げてもらう感じです。温泉付き以外の部屋は、ベッドは利用できますが、洗面所と風呂がユニットバスで、入り口が段差で利用が難しい感じでした。

次に廊下を移動しエレベーターを下りて、離れの客室を見せて頂きました。離れ専用の玄関があり車を降りたら部屋に直行出来る感じです。各段差にはスロープが設置してあり、車いすでも利用出来るそうです。リビング、和室、洋室、内風呂、外風呂、大人数でゆったり温泉を楽しみながら宿泊出来るそうです。和室では将棋の対局が行われた事があるそうです。

２階に移動して大浴場を見学。広い脱衣場を過ぎてドアを開けると広い温泉がありました。大きい手すりがあるから腕力がある人は入れると思います。和風と洋風の大浴場は定期的に男女を入れ替えるそうです。

２階にはおまつり広場があり、縁日で飲んだり食べたりする感じだそうです。定期的に劇団の公演が行われるそうです。

宿泊する場合は、段差や手すり、料理の内容など、出来るだけ要望に応えてくれるそうです。

窓から眺める景色、ゆったり部屋でくつろぐ時間、美術品が飾ってある廊下を鑑賞しながら歩く、ホテルがゆっくり楽しめる空間だと感じました。

今回ホテル見学をさせて頂き、総支配人の阿部様やホテルの皆様には感謝しております。

※会員の皆様、体験して良かったホテル情報など、本部事務局までお寄せください。お待ちしております。

組織部報告４月

●新入会員

大阪府支部　庄　野　　泉

●死亡退会

謹んでお悔やみ申し上げます

北海道支部　鈴　木　輝　美　様
宮城県支部　相　沢　邦　夫　様
神奈川県支部　佐　野　千佳志　様
福岡県支部　廣　松　金　年　様
熊本県支部　田　中　俊　郎　様
長崎県支部　岩　崎　三千男　様
鹿児島県支部　鶴　田　健　二　様

＜編集後記＞

近年多発する自然災害により、改めて住民の避難に関して注目が集まっている中、内閣府防災担当主催の「避難に関する被災当事者の意見交換会」が開催された。

各障がい者団体の代表が一堂に会し、東日本大震災、熊本地震、北海道東部胆振地震、西日本豪雨災害、そして昨年の台風までの被災体験者から、避難に関する問題点、改善点、要望等について意見が出された。

今回のテーマは避難マニュアルの見直し整備が目的である。東日本大震災を体験した私には、もっと訴えたい重要な課題があったので、本日のテーマとは違いますがと、お断りをして次のような提案をした。

『そもそも避難マニュアルは、避難所までの移動支援です。避難所まで無事辿り着ければ、避難支援が終わったとは言えません。地震や津波で自宅を失った被災者は、自宅再建までどこで生活するのでしょう。長期間生活するために必要な住居の速やかな提供も、同時に考えなくてはなりません。

また、南海トラフ巨大地震のような大規模災害が発生することを考えると、被災者が百万人を超えるような大災害に、県だけではとても対応できるはずがありません。全国的な支援ネットワーク作りが急務の課題です。

福島県からは、北海道、東北６県、新潟県、埼玉県、栃木県、群馬県、茨城県の道県との間で、災害時の相互応援協定が締結されたと報告を受けているが、この協定を全国に広めることと、相互応援協定の具体的な内容についても議論する必要があります。このことについて避難マニュアルの整備と並行して、国主導で進めて頂きたい』と。

（谷）

アイのある技術で、ユニバーサル社会に貢献します。

ニッシン自動車工業は2016年4月より、
”株式会社ミクニ ライフ＆オート”と社名を変更し、新たなスタートを切りました。

Happy car life

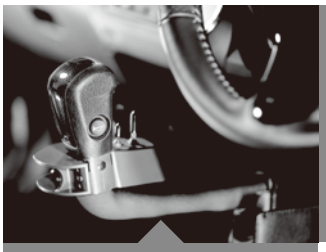

車いすを屋根上へ収納
車いす収納装置
オートボックス

車いすに乗ったまま
スムーズ乗降
リモコン式
乗降用リフト

手でアクセル＆ブレーキ
手動運転装置
APドライブ

車いすの積み降ろしを
サポート
車いす収納装置
ウィンチェア

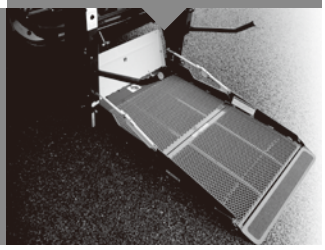

福祉車両総合メーカー

MIKUNI life & auto
Mikuni × Nissin automotive industry

株式会社 ミクニ ライフ＆オート
〒349-1145 埼玉県加須市間口456-1
TEL.0480-72-7221
FAX.0480-72-7223
http://www.nissin-apd.co.jp/

昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和二年四月十五日発行　SSKP　通巻第7405号

編集人　東京都目黒区緑が丘2-15-14
発行人　（公社）全国脊髄損傷者連合会
東京都世田谷区祖師谷3-1-17
ヴェルドゥーラ祖師谷102号室
障害者団体定期刊行物協会

頒価五〇〇円
印刷・製本　コロニー印刷